

2021年10月14日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定草案並びに
「確定拠出年金に関する数理実務基準」及び
「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の制定草案の公開

公益社団法人日本年金数理人会

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）等の改正により、算定された他制度掛金相当額は簡易な基準に基づく確定給付企業年金を除いて年金数理人による確認を受ける必要があることとされたことを受け、確定給付企業年金に関する数理実務基準及び確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスの改定草案、並びに、確定拠出年金に関する数理実務基準及び確定拠出年金に関する数理実務ガイダンスの制定草案を取り纏めましたので、公益社団法人日本年金数理人会実務基準等運営規則第3条に則り、ここに公開いたします。

なお、確定拠出年金に関する数理実務基準及び確定拠出年金に関する数理実務ガイダンスには、年金数理人が関与することとなる他制度掛金相当額の算定に係る数理的な実務に関する内容のみを記載しています。また、改定後の確定拠出年金法施行令に定められた、令和6年12月1日以降に他制度掛金相当額を実質的に27,500円と扱う経過措置に関する取扱いは、今回の改定および制定には反映しておりません。今後の法令通知等の公布発出を受けて必要に応じ反映していく予定です。

改定草案及び制定草案に対するコメントがありましたら、2021年11月15日までに下記提出先へ書面（原則として電子メール）にてご提出ください。

また、ご提出いただきましたご意見につきましては、氏名を含め公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、予めご了承ください。

(書面提出先)

E-mail : mitann#208@jscpa.or.jp

FAX : 03-5442-0700

郵便 : 108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビルB1F

以 上